

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、垂水土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）行時地区）を行うことについて平成20年3月4日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成20年3月18日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀